第20回中央委員会 ウェブで開催

－2021春季生活闘争方針を決定－

サービス連合新聞

〒160-0002 東京都新宿区
四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
サービス・ツーリズム産業
労働組合連合会
TEL 03-5919-3261
発行人　石川聡一郎

コロナ禍が続く中、春季生活闘争の方針などを決定する第20回中央委員会が、1月20日、ウェブ開催の形式で開かれました。

当初、今回の中央委員会は、傍聴をなくすなど人数を絞ったうえ、従来どおりの参集形式で開催する予定でした。しかし、年末年始に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、1月7日には首都圏1都3県に緊急事態宣言が発出され、同13日には11都府県に拡大されたため、役員および議事運営に必要な最小限の中央委員のみが事務局として連合会館に集まり、その他の中央委員はすべてZoomによるオンライン参加の形をとることになりました。



挨拶に立つ後藤会長。左は植木議長、右は大熊議長

当日は総勢89人が出席し、廣末副会長が開会の挨拶をおこない、大熊菜月中央委員（都ホテルズ&リゾーツ労働組合連合会）・植木梨恵中央委員（日本旅行グループ労働組合連合会）の両氏を議長に選出して、議事に入りました。続いて後藤会長が挨拶に立ち、目下の最重要課題である「コロナ対策と政治」をはじめ、災害対応を中心とした「共生と連帯」、産業地位向上を目指すための「組織拡大」について語り、最後に雇用の確保に最大限取り組んだうえで中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ歩みを進めるなどの2021春季生活闘争の要求実現にむけた決意を述べました。その後「2020秋闘のまとめ」「ポイント年齢別最低保障賃金算出方法の改定」「2021春季生活闘争方針」「2021年度からの『長期ビジョン』」「10万人組織へのプロセス」「2021～2022年度の執行体制」の計6つの議案が提案され、それぞれ審議の後、いずれも可決されました。


石川事務局長


櫻田副事務局長

正面にスクリーンを配置した会場



続いて本部役員の補充選挙がおこなわれ、新たに亀田隆仁副会長（KNTグループ労働組合連合会）および田澤純一朗会計監査（リーガ労働組合連合会）が選出されました。そして、退任された山口前副会長および二宮前会計監査に対し、役員退任慰労表彰がおこなわれました。（山口前副会長は欠席。）

このほか、2021春季生活闘争ポスター・スローガンの紹介がおこなわれ、応募案が採用された東武トップツアーズ労働組合に対して活動表彰をおこないました。また、首里城火災再建支援『心をつなぐ 心をとどける』プロジェクトについて、今後の方針やスケジュールなど、取り組みの説明もおこなわれました。

最後は亀田新副会長の力強い挨拶により中央委員会が終了し、2021春季生活闘争が本格的にスタートしました。


亀田新副会長


田澤新会計監査


二宮前会計監査

2021 春季生活闘争方針要旨

【正規労働者の賃金改善・一時金要求】

雇用を守ることを最優先としたうえで、中期的な賃金目標「35歳年収　５５０万円」の実現にむけ、つぎの要求をおこなう。

・月例賃金は、人事賃金制度がある組合は賃金カーブ維持分の確保に取り組み、実質的賃金改善を要求する場合は１．０％以上の水準をもって取り組む。

・一時金は「指標」を活用して水準の回復・向上に取り組み、「指標」を活用しない場合は、４．０ヵ月相当とする。

【契約社員やパートタイマー等の待遇改善】

月例給労働者は、年齢間間差を２，３００円と想定し４，４００円以上の賃金改善、時間給労働者は30円以上の賃金改善に取り組む。一時金は、正規労働者との待遇差を十分に点検したうえで、年収水準向上のために取り組む。また、正規労働者との整合性が確保された人事・賃金制度の導入をはかり、正社員への登用機会を設定する。

【最低保障賃金】

すべての加盟組合において、産業別最低保障賃金およびポイント年齢別最低保障賃金を要求する。

【同時要求】

年間総実労働時間１８００時間の実現、子育てや介護との両立支援、男女平等社会の実現、高年齢者雇用制度の確立、同一労働同一賃金の考え方に基づく不合理な待遇差の是正などに加盟組合が主体的に取り組む。

【交渉スケジュール】

要求書は原則として2月末日までに提出し、3月15日から19日を集中交渉期間（ヤマ場は16日から18日）として、3月末日までの決着を目指す。

2020 秋闘のまとめ

２０２０秋闘は、コロナ禍によりこれまでにない厳しい環境の中、昨年7月に書面審議で開催された第20回定期大会で確認された方針にのっとり、原則として10月末日までに要求書を提出し、11月末日までに決着を目指すスケジュールでおこなわれました。

要求書を提出した加盟組合は39組合で、他に２０２０春季生活闘争からの継続協議となった28組合が、企業業績を見極めながら冬期一時金の支給にむけ交渉をおこないました。

交渉の結果は、12月16日時点の集計で、同日までに合意もしくは妥結した組合は61組合ありました。その冬期一時金支給月数は、集計可能な54組合の単純平均で０．36ヵ月（２０１９秋闘の合意水準は１．23ヵ月）となりました。業種別では、ホテル・レジャー27組合の平均は０．46ヵ月（同１．28ヵ月）、ツーリズム・航空貨物27組合の平均は０．26ヵ月（同１．19ヵ月）となりました。

夏冬合計の年間一時金支給月数は、集計可能な95組合の単純平均で１．30ヵ月（２０１９年の水準は２．87ヵ月）となりました。業種別では、ホテル・レジャー41組合の平均は１．13ヵ月（同２．63ヵ月）、ツーリズム・航空貨物54組合の平均は１．43ヵ月（同３．14ヵ月）となりました。

国会議員との政策勉強会を実施
観光産業の窮状を訴える

１月13日、参議院議員会館において、サービス連合役員と国会議員および政府関係者が出席しての政策勉強会が開催されました。

今回の勉強会には、サービス連合から後藤会長ほか中央執行委員４名、国会議員は大塚耕平参議院議員と徳永エリ参議院議員の２名、また中央省庁からは観光庁をはじめとする７つの省庁から、蒲生篤実観光庁長官ほか16名の担当者が出席しました。



政策勉強会の模様。左奥が挨拶に立つ大塚耕平参議院議員

勉強会では、まず大塚議員が観光産業の裾野の広さについて、徳永議員が「ＧｏＴｏトラベル」の期待と現状について述べ、一方蒲生長官は、ＧｏＴｏトラベルに一定の成果があったこととその再開の見込み、そして観光産業の支援策の検討状況などについて述べました。サービス連合からは、後藤会長が「この一年間労使間で事業存続と雇用維持のため、生き残りをかけて必死に取り組んできた」とあらためて観光産業の窮状を訴え、事業と雇用を同時に守る「観光産業持続可能給付金」制度の創設を求めました。

その後、出席者の間で雇用関係の対策や予算措置、インバウンド政策の今後、医療体制の充実などについて意見交換がおこなわれました。そして、最後は後藤会長が「観光産業がなくなると我が国にとっても厳しいことになる。我々も事業と雇用を守っていくので、引き続きご協力願いたい」と述べ、勉強会を終了しました。